

# 日米におけるリサーチツールの紛争例

- 浜松医科大事件 -

- 企業が産学連携により大学のリサーチツール(マウス)を利用 大学研究と企業活動への近接化
- 研究者の論文から米国ベンチャー企業の知るところに 大学は発表が使命なので、企業のように秘密に出来ない。
- 判決は構成要件該当性がないとして原告敗訴。
  - 特許発明:ヒトのガン組織をマウスへ移植
  - 研究者:ヒトのガン組織をマウス皮下で継代培養し、三次元構造が変化
- 試験研究の例外の論点については判断されず。
- 日常的にリサーチツールを用いて研究している研究者が、訴訟リスクを認識 法的な救済の道を模索
- 事前の特許検索により対象特許を把握することの困難性と萎縮効果

# 米国の例

- リサーチツール(装置)によって大学が訴えられた最近の著名な例は, *Madey v. Duke University*
  - Free Electron Laser 技術について特許権を有する教授が, 以前在職した大学による装置の利用を特許侵害として訴えた。地裁では, 研究行為でありcommercial useとはならないとしたが, CAFCは, experimental use抗弁を認めなかった。
- FDA承認申請に関連しては, *Integra v. Merck*。FDA申請によるsafe harborの適用が議論された。
- 米国においては, 大学が訴訟の原告となる例もある(*COX-2*のケース他)。
- *Housey*のケース(スクリーニング法)等で欧米の製薬企業は悩まされた。
- *Madey*のケースを受けて, AUTMが大学のimmunityについて要望を出した。
- The National Academies も検討・提案を行なっている。

# 契約上の問題

- 必要なりサーチツールを特許の関係で使用できないため、研究が滞るケースあり。一度行なった実験を違う系でやり直すこともある。
- 具体例：
  - ゲノムネットワークプロジェクト(日本)におけるInvitrogen及びCRTとの契約交渉(前向きに進行中。)
  - 過去には、Roche(PCR)、CeleraやAffimetrix等様々なケース
- 契約が締結できない、交渉に時間が掛かる、経済的な負担が大きい、等の問題がある。